

千葉県報

号外
令和8年7月14日

主要目次

議会規則

○ 千葉県議会会議規則の一部を改正する規則

一

議会規則

千葉県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年七月十四日

千葉県議会議長 宍倉 登

千葉県議会規則第一号

千葉県議会会議規則の一部を改正する規則

千葉県議会会議規則（昭和三十五年千葉県議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八十一条」を「第八十一条の二」に改める。

第二条第二項中「六週間」を「八週間」に改める。

第一百五条中「議場」の下に「及び傍聴席」を加える。

第百十四条中「外とう、えり巻、つえ、かさ」を「コート、マフラー、傘」に改め、同条ただし書中「議長の許可を得たとき」を「会議への出席に必要と認められる物であつてあらかじめ議長に届け出たものについて」に改める。

第百三十条中「印刷して、」を「議長が適当と認める方法により」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

購読料

本号

一部

六円

購読申込先

発行者

千葉県中央区市場町一番一号

千葉県

〇四三（二二三）二六五八